

食の安全・安心と地方公共団体の対応

—愛知県と豊田市の例を中心に—

Local Governments and Food Safety and Security in Japan

築山 欣央⁽¹⁾ Yoshio TSUKIYAMA ・ 大沢 秀介⁽²⁾ Hideyuki OHSAWA

概要

食は人の生存においてもっとも重要な要素の一つであり、この食をめぐって身の回りでは様々なネットワークが複雑に張り巡らされている。グローバリゼーションが急速に進む現代社会においては、食に関わる場面に一層の注意が払われるべきと考えられよう。食に関する関心は、例えば本稿で焦点を当てる安心・安全をはじめ、安定した食料の生産、飢餓といった問題の解決、健全な食生活のあり方、食文化の継承などが挙げられる。本稿では、わが国の食に関する安全・安心の政策を受けて、地方公共団体がどのように地域の実情に応じ具体的な取組を実施しているか整理をおこなう。

キーワード

食の安心・安全、食品安全基本法、食品衛生法、食生活

Food Safety and Security, Food Safety Basic Act, Food Sanitation Act, Eating Habits

目次

- I 食に関する話題
 - 1 三つの話題
 - 2 食の不安に対する法的対応
 - 3 食の安全に関する国と地方公共団体との関係
- II 愛知県における食の政策とその取組み
 - 1 愛知県の食に関する体制の概要
 - 2 あいち食の安全・安心推進アクションプランの概要
 - 3 愛知県のアクションプランの現況
- III 豊田市における食の政策とその取組み
 - 1 豊田市の食に関する監視体制
 - 2 豊田市の食に関する取組みの動向
- IV 結びに代えて

I 食に関する話題

1 三つの話題

(1) 食と健康

最近食に関する話題が多く見られる。その話題は大きき三つに分けることができる。食と健康、食の安全、食料安全保障である。

第1に、食と健康というテーマについては、たとえば2020年に迎える東京オリンピック・パラリン

ピックを間近に控えて、外国人旅行客として来日する可能性のあるイスラム教徒専用の食材に対するハラール認証を得る活動を企業が行っているとのニュースが報じられた⁽³⁾。また日本が高齢化社会を迎える中、食を通して高齢者の健康を維持することが社会の活性化につながるという意見も盛んになっている⁽⁴⁾。

(2) 食と安全

第2に、食の安全についても議論が尽きない。2016年度は、「中国製冷凍餃子、冷凍インゲン等に農薬が意図的に混入されたとみられる事件」が食の安全をめぐる重大事件として発生した⁽⁵⁾。その後2017年度には、群馬・埼玉の惣菜店で販売されている惣菜を食べた21人が腸管出血性大腸菌（O157）に感染し死亡者の発生したことが大きく報道された⁽⁶⁾。食の安全に関連して、さらに近年では食育の重要性も社会的な関心事となっている。食育という言葉は、明治20年代にすでに造語として誕生したが、その後長く用いられなかった⁽⁷⁾。それが再度注目されるようになったのは、2001年から始まった牛海綿状脳症（BSE）対策としての「牛肉在庫緊急保管対策事業」（国産牛肉買取事業）を悪用して、複数の食肉卸業者が輸入牛肉を国産牛肉と偽って補助金を搾取したとされる牛肉偽装事件が生じたことによる。この事件との関係で、農水省（行政）と食肉業界の癒着の構造が指摘され、食の安全に対する消費者の信頼が大きく損なわれるという事態が生じるようになった⁽⁸⁾。そのため、当時の小泉首相は、2003年の施政方針演説の中に、「食育」という当時まだ聞き慣れない言葉を盛り込んで、消費者の不安を沈静化しようとしたのである。もっとも、その施政方針演説では、「心身の健康に重要な食生活の大切さを教える食育を推進し、子供の体力向上に努めます。」とあり、「食育」という言葉からも連想されるように、食育が体育や智育と同様に、学校教育との関係で述べられていた。ただ、このような意味での食育がうまく行われているのかは、神奈川県大磯町の中学校で大量の給食の食べ残しいわゆる食料ロス事件が発生しているところ⁽⁹⁾を見ると、懐疑的にならざるをえないところがある⁽¹⁰⁾。

(3) 食料安全保障の話題

第3に、食料安全保障の重要性の指摘があげられる。食料安全保障とは、「すべての人が、いかなる時にも、活動的で健康的な生活に必要な食生活上のニーズと嗜好を満たすために、十分に安全かつ栄養ある食料を、物理的にも経済的にも入手可能である」ことを意味するとされる⁽¹¹⁾。このような食料安全保障が指摘される背景には、世界人口の増加、新興国の経済発展による食生活の変化、バイオエネルギー生産の増加、気候変動・異常気象の頻発、輸出余力のある国は限定的であること、食料価格の不安定性の拡大・農産品の金融商品化などの世界状況がある一方、日本の状況は、食料供給のうち、カロリーベ

ースで6割、生産額ベースで3割を海外に依存していること、農地の減少・農業人口の高齢化等の生産拡大に向けた課題を抱えていることからきびしいものがある⁽¹²⁾。さらに、最近の食料安全保障の話題としては、スイスの国民投票の結果が注目される。スイス憲法104条1項は、農業が持続可能な発展と市場の要求をともに満たしつつ生産を行うことによって「国民への食糧供給の安全的確保」（a号）という重要な貢献をできるように、連邦は配慮すると定めているが、2017年9月24日の国民投票でそれに関して五つの要因を考慮することを求める憲法改正が約80パーセントの賛成を得た。そこでいう五つの要因とは、①国内農業生産基盤の侵食の防止、②農業生産を状況に適応させ効率的なものとする、③農業助成への依存の減少、④国外貿易の維持、⑤廃棄物の減少である⁽¹³⁾。

(4) 食糧自給率と食料自給力

このような食料安全保障の観点から注目されてきたのが、食料自給率の問題である。食料自給率の維持・確保は食料安全保障そのものではないが、食料安全保障を考える上で、わが国の食料自給率の維持・確保が基本となることはいまでもない。食料自給率は「食料の国内生産の国内消費仕向に対する割合で、国内消費をどの程度国内生産で賄えるかを示す指標」⁽¹⁴⁾と考えられているからである。その観点から見れば、わが国の食料自給率は昭和40年にはカロリーベースで73パーセントであったものが、経済成長と反比例する形で⁽¹⁵⁾、昭和46年58パーセント、昭和62年50パーセントという形で大きく低下してきた。その後も平成22年にカロリーベースで食料自給率が40パーセントの大台を切り、平成28年には38パーセントにまで落ち込んでいる。

また、食料自給力すなわち「国内生産のみでどれだけ食料を最大限生産することが可能か」を示す指標についても、平成元年には2839kcalであったものが平成25年には2462kcalとなり、平成27年度に比べ微減となっている⁽¹⁶⁾。その結果、すべての農地を使っても米・小麦・大豆中心で栄養バランスを考慮した形での農業生産では、国民1人当たりの推定エネルギー必要量とされる2147kcalをはるかに下回る1449kcalしか満たせないとされる。推定エネルギー必要量を上回るためには、イモ類中心に生産するしかないという。たしかにすべての農地をイモ類の生産に充てれば推定必要エネルギー量を確保できるとしても、栄養バランスを保った食生活を犠牲にし

たものであり健康状態に支障をもたらす可能性があることからすれば、あまり現実的な選択肢ではないであろう⁽¹⁷⁾。むしろ国民は、「米などの基本食料について生産コストを引き下げながら国内で作る方がよい」⁽¹⁸⁾としているのである。

このような「国内食料自給率の低下や世界の食糧事情の不透明感が強まる中で、将来の食料安全保障に不安を感じる日本人が増加している」⁽¹⁹⁾。そのことは、内閣府が2010年に行った「食料の供給に関する特別世論調査」でも、回答者の83パーセントが日本の将来の食料供給について不安を持っていることからも明らかである⁽²⁰⁾。さらに最近の北朝鮮情勢をめぐる危機情勢はそれが戦争に至らないとしても、危機が継続した場合には最低限必要な栄養水準を確保するために必要な農産物を国内生産できる準備が整っているのかについて、主要先進国の中で日本が食料自給率の点で際立って低いことからいっても⁽²¹⁾、国民の潜在的な不安の大きさが指摘できよう⁽²²⁾。

2 食の不安に対する法的対応

(1) 食品安全基本法の制定

いままで述べてきた食の不安に関する諸点について、それぞれに対処するための法律が制定されてきた。まず、食の安全に対する消費者を保護しようとする規制が考慮されてきた。食の安全に関する主な法律としては、農林水産省が所轄する農林物質の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「JAS法」という。）、厚生労働省が所轄する食品衛生法、公正取引委員会が所轄する不当景品類及び不当表示防止法があげられる。このうち、2003年には消費者の食の安全性に関する意識・関心の増大を背景に⁽²³⁾、食品安全基本法が制定され、さらに食品安全基本法の基本理念及び目的を踏まえて、食品衛生法の改正が行われた。

食品安全基本法は、前述のように2001年のBSEの発生を直接の契機にしたもので⁽²⁴⁾、その内容としては、四つの点が注目される。第1に、その基本理念として「国民の健康保護」を最重要視していること（3条）。第2に、国民の健康保護という基本理念を実効化するために、リスク分析手法⁽²⁵⁾が導入されたこと。第3に、従来食品安全行政について指摘されてきた縦割り行政の弊害を排除するために、内閣府に省庁横断的な組織として客観的・中立的なリスク評価機関としての食品安全委員会が設けられたこと

（22条）。

この第2と第3の点は、食品健康影響評価（リスク評価⁽²⁶⁾）を7名の専門家から構成される食品安全委員会⁽²⁷⁾が行い、そのリスク評価を受けて、それに基づき厚生労働省、農林水産省、環境省がそれぞれ食品衛生に関するリスク管理、農林水産物等に関するリスク管理、環境汚染に関する具体的な施策（リスク管理）を行う⁽²⁸⁾という形になる⁽²⁹⁾。厚生労働省は食品衛生法に基づき必要な規制を講じている。また、農林水産省は、リスク管理等食品の安全に係る政策強化のために消費・安全局を設置した。

第4に、関係者として国、地方公共団体、食品関連事業者、消費者があげられ、それぞれの責務と役割が定められたことである（6条～9条）。この点に関しては、二つの点が注目される。一つは、国と地方公共団体の関係である。そこでは国の責務として食品の安全に関する施策を総合的に策定することがあげられ、他方地方公共団体の責務としては、国との適切な役割分担を踏まえ、施策を策定・実施するとしている。このことは、実質的には地方公共団体が地方の実情を踏まえ、施策を行うことを意味している。もう一つは、消費者の役割について、消費者に自己責任を果たすことを求めていることである。すなわち、「あらゆる食品に多少のリスクは付きものですから、消費者も自ら食品の安全性について正しく理解する」⁽³⁰⁾必要があるという姿勢が求められ、適切な食生活は最終的には消費者自身の責任であるとされるのである。ただ、政府は食品安全委員会の収集した情報をできる限り国民に開示することによって、国民とのコミュニケーションを深めていくリスクコミュニケーションをとっていくとするものである。

(2) 食品安全基本法の問題点

このような食品安全基本法に対しては、つぎのような問題点が指摘されている。①消費者を保護の対象におくだけで、権利の対象としてとらえていないが、国民の生命及び健康の目的とするなら、その目的を実現するために「消費者を権利主体と構成し、その上で、その権利に対応する国や地方公共団体の義務、役割を明確にすることが必要である。」②「消費者（国民）は、憲法13条の幸福追求権（個人の尊重）の一内容として、また憲法25条の生存権（社会権）として、安全な食品の供給を受ける権利を有しているものであるが、さらに、そこから、食品の安全に関する情報を取得する権利、及び食品行政に参加する権利を有する」と考えるべきである。③食品

安全委員会の構成は、委員7名、専門調査委員は200名程度とされているが、専門性、公正性、独立性を確保するためにも、委員及び専門委員について、質量ともに十分な態勢を確保するべきである。④安全委員会はリスク評価だけを担いリスク管理は従来通り農林水産省、厚生労働省などが実施することを予定しているが、リスク管理機関がリスク評価機関の勧告に応じないという問題が危惧されるから、評価の実効性を確保するために、一定の場合には管理機関に対して何らかの措置を義務づけたり、問題を公表することが求められるべきである⁽³¹⁾。

(3) 食品衛生法の改正

また、食品基本法の制定とともに、食品基本法の趣旨に沿うように、食品衛生法が大幅に改正された⁽³²⁾。食品衛生法の改正について、その中心として注目されたのは、「施策の策定(リスク管理部分)と意見の機会や参加(リスクコミュニケーション)」の部分である⁽³³⁾。このうち、とくに注目に値するのは、食品衛生法の食品安全規制の仕組みにおいてリスクを重視していることである。そこでは「新たに、一定の条件のもとには(あ)るが、危害の因果関係が不明な段階で食品の販売禁止が可能となったこと(7条2項・3項)」⁽³⁴⁾が注目されている。もっとも、「消費者の権利(国民の健康権)保障や予防原則などの重要な法原理は明文化されておらず、従って、また、個々の国民の健康権を実現する制度設計も十分に展開されておらず、不確実性への行政対応を規律する法的仕組みも不十分である。」と指摘される⁽³⁵⁾。また、食品衛生に関する監督制度に、新たに監視指導指針を定め(22条など)、その実施に関する計画を定めることを国や都道府県に義務づけるなど、監督システムの合理化を意図した改正⁽³⁶⁾が行われた。

もっとも、食品衛生法上の規制は、伝統的に食品衛生規制を中心とするものであり、アメリカのように食品安全規制を重視してこなかったとされる⁽³⁷⁾。食品衛生規制とは「営業許可制度を中核に、当該営業者に衛生管理上の一定の行為を命じたり、営業者の特定の行為を制限または禁止し、それに違反する場合には、当該許可の停止・取消しを行うなどの監視を含めた法的仕組み」をさす。これに対して、「米国は、まさに食品そのものに着目して、食品という素材の公共性に関わって、利害関係者(消費者や企業など)と行政の関わり方を論じ法制度設計のあり方を展開する」とされる⁽³⁸⁾。そのような中で、「わ

が国の食品安全行政が従来の警察法理的発想から脱却するためには、新たな法原理の生成・導入が必要であることも異論のない」ところとされ、「この不確実性への予防的行政対応の必要性は、好むと好まざるとを問わず、食品の安全問題が複雑、多様化し、かつ健康権という不可逆性をもつ人権保障が問題となっていることもあり、規範的に導かれるものである。従って、行政判断をより積極的に行わせるための法的制度設計も今後重要となろう。この点につき、食品安全基本法や改正食品衛生法では、不確実性への行政対応の要件が厳格かつ限定的であり(食品安全基本法11条1項但書及び同項3号、改正食品衛生法4条の2参照)」すぎるとされる⁽³⁹⁾。

(4) 食育基本法

さらに、前述したように、食の安全と教育に関して、2005年には食育基本法が制定された⁽⁴⁰⁾。食育基本法は、まず食育の意味について「『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」とことと定義する。食育の必要性については、食と健康の問題についても食に関する知識の取得という点で重要といえるが、食の安全という点からは、食品添加物や食品汚染に関する適切な判断基準の幅広い共有の必要性などがあげられる⁽⁴¹⁾。ただ、食育基本法については問題点も指摘される。たとえば、食育といった場合に焦点となる学校給食について、アメリカのように児童・生徒が複数メニューから選択できず、一律に教室内での同一行動が要求される中で、自発的な人間形成は困難ではないか、また食育の国民運動の必要性は十分に説得力を持たず、食育基本法の制定は、予算編成過程で文部科学省、農林水産省、厚生労働省などの権限拡大や予算要求の大義名分に使われるにすぎないのではないかということである⁽⁴²⁾。ただ、この食育基本法の下で、農林水産省の下におかれる食育推進会議(26条1項)⁽⁴³⁾が「食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成」し(16条)、それを受けて都道府県は都道府県食育推進計画を、市町村は国と都道府県の計画を基本として市町村食育推進計画を作成するよう努めなければならない(17条、18条)とされていることは注目される。

3 食の安全に関する国と地方公共団体との関係

このように食の安全に係わる法律は、近年数多く制定されている。それらの法律に対して「農業生産

段階を『川上』（原料の生産に近い分野）と位置づけ、食品加工・流通・輸入・消費を『川下』に位置する『From Farm To Table』の全段階にわたる食品安全確保の法体系が確立」されたと評価する声も見られる一方、その課題として、輸入食品の安全性のチェックが不十分であることや前述した学校給食に見られる食品ロスなどの解消などの課題も指摘されている⁽⁴⁴⁾。このような食の安全に係わる法については、その特徴としてこれまで見たように食品安全基本法や食品衛生法計画、また食育基本法も、国レベルで策定された監視指導方針や食育推進基本計画をどのように具体的に実施するかについては、地方公共団体の段階でなされていることが多いことがあげられる。たとえば、厚生労働省は、「食品中の放射性物質、残留農薬、添加物、物質等に関する対策、食中毒、牛海綿状脳症（BSE）、遺伝子組換え食品、輸入食品、健康食品の安全性確保など監視指導を実施している地方公共団体と連携して、食品の安全性のためのリスク管理を行っている。」とされる⁽⁴⁵⁾。

そこで、本稿では、最近の食の安全に関する問題について、具体的にその解決にあたっている地方公共団体での活動を見てみることにした。具体的には、共著者の1人が在住する愛知県及び豊田市を取り上げて、それぞれの現場での取組について、インタビューを試みた。愛知県を取り上げた理由は、愛知県が食の生産から流通、消費に至るまで、国内でも大きなウェイトを占める地域であることに加えて、「平成13年に国内での牛海綿状脳症（BSE）の発生や食品の偽装表示など食の安全を揺るがす問題が相次いで発生し、消費者の不安が増大し」、「こうした問題による県民の不安を解消し、食の安全に対する信頼を回復するため、県は平成14年9月に愛知県食の安全・安心推進本部を設置し、推進本部の取組みの一環として、県が取り組むべき食品安全対策を体系的にとりまとめた行動計画として『あいち食の安全・安心推進アクションプラン』（以下アクションプラン）を平成15年9月に策定」⁽⁴⁶⁾したという理由がある。また、豊田市を取り上げた理由は、豊田市が外国人労働者の多い町として知られていることから、輸入食品の販売や外国人子弟の学校給食に絡んだ問題が存在するのではないかと考えたためである。

以下、このような問題関心にしたがって行った調査について、第Ⅱ章で愛知県、第Ⅲ章で豊田市でのインタビューを中心に、そこでどのような食の安全

に関する対策がとられ、どのような結果が生じているのかを明らかにした上で、食の安全に関する地方公共団体レベルでの問題点について、最後に若干の考察を加えることにしたい。

Ⅱ 愛知県における食の政策とその取組み

1 愛知県の食に関する体制の概要

前章ではいくつかの論点が含まれていたが、その中で、日本における国レベルでの食に関する法の整備についての概要が示され、具体的な食品安全基本法をはじめとする法律で着目される特徴や問題点も指摘された。また、この食に関する法の仕組みづくりにおいては、地方公共団体での具体的な施策の実施をもって完成することも、そこで示された。

本章では、愛知県の食に関する取組みの実際をみていくこととしたい。その重要な柱として、「あいち食の安全・安心推進アクションプラン」^{(47),(48)}がある。前出のように、2001年から2002年にかけて国内での牛海綿状脳症（BSE）の発生をはじめとする食の安全を揺るがす複数の問題が発生し、これに対処するため愛知県は取り組んできた。その事前段階として県は2002年9月に愛知県食の安全・安心推進本部（以下「推進本部」という。）を設置し、2003年9月に具体的な行動計画としてアクションプランを策定し、これが幾つかの改訂を経て現在まで県の食品安全対策上の取組を進める際の柱とされてきた⁽⁴⁹⁾。なおこの間、2003年3月には、食の安全対策について、県民各界の意見・提言を受け施策に反映するため、愛知県食の安全・安心推進協議会（以下「協議会」という。）が設置されている。

ここで、具体的にアクションプランを検討する前に、アクションプランをめぐる県の体制につき整理しておきたい⁽⁵⁰⁾。県の図式化によると、この体制に関連する主体として、推進本部、協議会、県の試験研究・検査機関の三つが見られる。愛知県は、その食の安全・安心推進体制の一要素として、2002年9月に推進本部を上記のようにまず設置したが、これは、次々と発生した当時の食に関する問題から、県民の食に関する信頼性の低下を認め、食の安全と消費者の安心の確保を図ることが急務であると考えられたため、全庁横断的な取組体制を整備し、総合的な対策を講じるため設置された背景をもつ⁽⁵¹⁾。推進本部設置の目的は「食の生産から流通、消費に至るまでの愛知県における安全施策を総合的に構築し、食に対する安心を県民に提供するため」とされる。

この推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成され、その本部長を知事、副本部長を副知事、本部員は関係部長等が充てられることとなっている。そして、推進本部は、食の安全施策につき、その総合的な企画・立案、その展開に係る総合調整、その情報の共有・提供、推進本部の目的を達成するために必要な事項に関する事務を所掌するとされる⁽⁵²⁾。

つぎに協議会をみると、その役割は、効率的かつ円滑に施策を実施するため、食の安全対策に関すること、その他食の安全施策の推進にあたって必要な事項について協議し、推進本部に対して意見・提言を行うこととされる⁽⁵³⁾。また、県の試験研究・調査機関は、その役割として、食の安全対策に係る技術的な事項について、必要に応じ求められた際、その報告を推進本部にする。

2 あいち食の安全・安心推進アクションプランの概要

2016年6月改訂のアクションプラン（以下、特に断りがない場合「アクションプラン」はこれを指す。）では、前回2012年の改訂から4年が経過し、食品表示法の施行、愛知県食品衛生条例の改正等への対応が必要となったことから、その改訂が行われた。具体的には、①2015年4月1日に施行された食品表示法への対応、②愛知県食品衛生条例の改正内容（HACCP型衛生管理導入）を反映、③BSE対策の見直しによる検査対象月齢の引上げ内容を反映、④露店での腸管出血性大腸菌食中毒の発生など新たな不安要因の出現を考慮する対応が、改訂のポイントとして挙げられる⁽⁵⁴⁾。

アクションプランには、三つの視点が用意されており、その下に複数のアクションが組み込まれ、視点1から3まで、全てのアクションは合計20となっている。そして、それらアクションの下にそれぞれ1から3点程度の具体的な取組みが用意され実施されている⁽⁵⁵⁾。以下にアクションプランの構成をながめることとしたい。

アクションプランでは、まず視点1として「生産者、加工者、流通・販売者における食の安全管理体制の推進」が示されている。そこにはさらに「(1)安全な農林水産物の生産を推進します。」、「(2)食品加工施設などにおける自主管理を推進します。」と二つの枠が置かれている。前者の枠では、農林水産物につき、①その生産手法全般における安全、②

使用される農薬や医薬品の適正性の確保、③その安心・安全の確保の支援が着目され、これらに個別のアクション1から8までが設定され、具体的な取組みが用意されている。後者の枠では、①食品加工施設などで食品の取扱いの不備による食中毒や異物混入を未然に防ぐため、安全確保の手法を導入するための支援事業を県が実施したり、②自主管理体制の確立に向けて指導を行うよう指導したり、③食品関連企業に対する最新情報の提供や技術力向上のための講習会等を開催することが着目され、これらに関するアクション9とアクション10が設定され、その下で具体的な取組みが用意されている⁽⁵⁶⁾。視点2は「食の安全のための効率的かつ効果的な監視・検査等の実施」と示され、ここでは「(1)食品の監視・検査を確実に実施します。」という一つの枠が用意され、①毎年の愛知県食品衛生監視指導計画の策定と公表、②食品営業施設や県内流通食品の安全確保のための取組み、③食品表示の調査と適正化の取組みへの着目から、アクション11からアクション16までが設定され、その下で具体的な取組みが用意されている⁽⁵⁷⁾。視点3は「県民の食の安心に向けた普及啓発・教育の充実」と示され、そこでは、「(1)食の安心に向けた食育を推進します。」、「(2)食に関するリスクコミュニケーションを推進します。」という二つの枠が置かれている。前者の枠では食と農林水産業に対する県民の理解促進を柱とし、①消費者、生産者等の食品関連事業者、NPOといった各主体の関係づくり、②農林生活改善関係、食生活改善関係、生活協同組合関係等の分野で自主的に食育推進を行っているものを「食育推進ボランティア」とし、これを通じて食育の推進を支援していくこと、③学校における食育の充実が着目され、これらに関するアクション17と18が用意されそこで具体的な取組みが配置されている⁽⁵⁸⁾。後者の枠では①「消費者に対する食の安全に関する知識普及」、②「食の安全に関するリスクコミュニケーションの推進」が着目され、それぞれがアクション19・20となっている。

また、アクションプランに基づく行動計画が毎年度作成されており、各アクションごとに目標が掲げられ、進行管理を意識しつつそれぞれで事業が実施されている⁽⁵⁹⁾。ここでは、食を取り巻く状況の変化に対応し、県民の食の安全・安心の確保に資することが意識されている⁽⁶⁰⁾。この進行管理を確実に実施するため、毎年アクションプランの進捗状況がまと

められ、公表されている⁽⁶¹⁾。そしてこれまで、具体的な取組みの実施の後、適宜そこで検証された課題からアクションプランの見直しがなされてきている⁽⁶²⁾。例えば、2012年6月改訂のアクションプランではアクション8として「農畜産物のトレーサビリティシステムの推進」が置かれていたが、関連する事業である「畜産物トレーサビリティの普及推進」（畜産課）及び「トレーサビリティシステムの効果的な運用の支援」（園芸農産課）が、目標達成により2015年度末で終了することとなった。そして同時期の2016年1月に、産業廃棄物の排出事業者である県内の食品会社から処理を委託された廃棄物処理業者が、その食品廃棄物を廃棄処理せずに不正に転売し、市場に流通させてしまうという、食の安全・安心を脅かす事例が発生した⁽⁶³⁾。そこで推進本部はこれらの状況を踏まえ検討し、その結果、アクション8は「食品流通における食の安全・安心の確保」として改訂に反映されることとなった。

3 愛知県のアクションプランの現況

ここで、アクションプランに沿った愛知県の具体的な取組みにつき、着目されるアクションを取り上げ整理していきたい。アクションは合計で20あり、これまでみてきたように、三つの視点に含まれる、二つ、一つ、二つの合計五つの枠の下に振り分けられている。I章では「食に関する話題」として、食と健康、食の安全、食料安全保障を挙げたが、ここでは食の安全の点に着目し愛知県のアクションプランによる取組みを整理し、現況を示したい。

(1) 畜産物の安全性と牛海綿状脳症（BSE）対策

アクションプランはその策定の経緯の一つに牛海綿状脳症（BSE）の国内での発生という食の安全を揺るがす事件があった。アクションプランで牛を含む畜産物に関するアクションは、まずアクション2の「安全な畜産物の生産と家畜疾病の監視」である⁽⁶⁴⁾。本アクションでは、「畜産農家への立入検査を計画的に実施し、『飼養衛生管理基準』⁽⁶⁵⁾遵守の徹底を図り、生産現場での衛生管理状況を監視するとともに、家畜伝染病の発生を予防し、安全な畜産物の生産を推進」すること、「農家で飼育されている家畜や家さんについて、BSE及び鳥インフルエンザの検査を実施し、家畜疾病の監視や情報提供を行う」ことが基本的な内容とされる。本アクションの2017年度計画では、目標として「過去5年間の発生件数の平均値以下 10件以下」が掲げられている⁽⁶⁶⁾。

そして、具体的な事業の内容として、①畜産農家の飼養衛生管理について立入検査の実施、②養鶏農家におけるサルモネラ汚染防止対策技術（鶏卵のサルモネラ総合対策指針）の普及、③48か月齢以上の死亡牛についてのBSE検査⁽⁶⁷⁾、④養鶏農家などでの定期的な鳥インフルエンザ検査の四つがある。

この中で、特に牛海綿状脳症（BSE）対策事業として捉えられるのは、③のBSE検査で、「牛海綿状脳症対策特別措置法に基づき、県内農場等で発生する48か月齢以上の死亡牛全頭について、中央家畜保健衛生所においてBSE検査を実施する」ものである⁽⁶⁸⁾。本アクションのBSE検査の実施は、牛海綿状脳症対策特別措置法に基づき、県内農場等で発生する48か月齢以上の死亡牛全頭について、中央家畜保健衛生所においてBSE検査が実施されている⁽⁶⁹⁾。今までの農場段階での死亡牛の検査状況として、2016年度の検査頭数は667、スクリーニング検査結果は陰性667、陽性0となっている。2017年9月分の検査頭数は40、スクリーニング検査結果は陰性40、陽性0となっており、2017年度9月分までとしては、検査頭数は327、スクリーニング検査結果は陰性327、陽性0となっている⁽⁷⁰⁾。

前に示したように、アクションプランは毎年行動計画が作成され、それに基づき進められ、具体的な実施状況や進捗状況に応じて適宜修正されていく⁽⁷¹⁾。そして、毎年公表される進捗状況のまとめでは、全20のアクションは進捗状況の程度に応じて、評価をAからCの三つに分けられ評価が公表される。Aは計画どおりに事業が進捗したアクション（進捗率等が100%以上又は計画を達成したアクション）、Bはほぼ計画どおりに事業が進捗したアクション（進捗率等が80%以上100%未満又は概ね計画を達成したアクション）、Cは計画どおりに事業が進捗しなかったアクション（進捗率等が80%未満又は計画が達成されなかったアクション）とされる。2017年6月5日に公表された2016年度計画の進捗状況では、アクション2の「安全な畜産物の生産と家畜疾病の監視」について、畜産農家の飼養衛生管理について立入検査の実施は100%の達成、BSE検査の対象となる48か月齢以上の死亡牛への検査の100%実施、養鶏農家におけるサルモネラ汚染防止対策技術の普及は個別巡回指導を220戸で実施、養鶏農家などでの定期的な鳥インフルエンザ検査の実施として対象9戸を毎月1回延べ1080検体、鳥インフルエンザ監視検査を延べ138戸といった事業の実績を

確認している⁽⁷²⁾。そして、アクション2の2016年度計画の目標である「家畜伝染病発生頭数 過去5年間の発生件数の平均値より1割減 594頭以下」に照らし、30頭の実績が確認され、本アクションは進捗状況の評価としてAが与えられている⁽⁷³⁾。

(2) 食品加工施設などにおける自主管理

食の安全については、食に関わる主体のあり方も問われてくる。生産者、加工者、流通・販売者において安全管理や衛生監視が適切になされるか、愛知県としても重要な関心事項となっている。アクションプランにおいて、安全管理と衛生監視という観点では、食品加工施設などにおける自主管理の推進と、食品流通における食の安全・安心の確保といった二つの取組場面が目にとまる。ここではまず、食品加工施設などにおける自主管理の推進につきみていくこととしたい。なお、次の(3)で食品流通における食の安全・安心の確保の諸取組につき整理し、紹介する。

まず、食品加工施設などにおける自主管理の推進として、アクション9の「HACCPに基づいた食品営業者の自主管理の推進」を取り上げる。2017年9月、惣菜店のポテトサラダなどを食べた複数の人が腸管出血性大腸菌(O157)に感染した集団食中毒事件では、3歳の女兒が死亡するまでにいたった⁽⁷⁴⁾。他にも2000年7月の乳製品による集団食中毒、2001年4月の飲食チェーンでのユッケ食中毒、2012年8月の白菜浅漬けによるO157集団食中毒など、これまでに発生した多くの食品事故の原因が一般的衛生管理への対応が不十分であったこと、すなわち食品の取扱いの不備に起因すると指摘されている⁽⁷⁵⁾。このような食中毒、また食品への異物混入といった事故を未然に防止するため、食品の安全性を確保するという観点から、県はHACCP(危害分析重要管理点)を最も効果的かつ効率的手法として導入の推進をしている⁽⁷⁶⁾。本アクションでは、食品営業者へのHACCPの導入を推進するなど、食品営業者の自主管理体制を確立することで、食の安全確保に務めることが基本的な内容とされる。

本アクションの2016年度計画では、目標として「『愛知県リスク管理優秀店認定制度』に基づく新規認定施設数100施設」「『愛知県HACCP導入施設認定制度』に基づく新規認定施設数5施設」が掲げられている。この「愛知県HACCP導入施設認定制度」は、県内の食品製造業等の施設でHACCPシステムを導入し、一定水準以上の衛生管理が認め

られた施設を「愛知県HACCP導入施設」として認定するものである。具体的には、大規模弁当調理施設、大量調理施設、ホテル・旅館調理施設、そうざいや豆腐等の食品製造施設が対象とされ、実施されている⁽⁷⁷⁾。そして、具体的な事業の内容とその計画を、①大量調理施設及び食品製造施設に対するHACCPの導入支援につき、HACCP導入研修を15施設、HACCP実地指導を5施設×1回、②食のリスク管理サポート事業・自主衛生管理に関する助言・指導につき、1100施設、③保健所及び食品衛生検査所等による食品衛生教育講習会を300回、④食品衛生責任者養成講習会を16回、⑤食品衛生責任者再講習会を100回としている⁽⁷⁸⁾。そして、公表された2016年度計画の進捗状況において、HACCPの導入支援につき、HACCP導入研修を29施設、HACCP実地指導を5施設×1回、食のリスク管理サポート事業等につき1540施設、食品衛生教育講習会につき186回、食品衛生責任者養成講習会を16回、食品衛生責任者再講習会を100回といった事業の実績を確認している。そして、本アクションの2016年度計画の目標である「『愛知県リスク管理優秀店認定制度』に基づく新規認定施設数100施設」「『愛知県HACCP導入施設認定制度』に基づく新規認定施設数5施設」に照らし、前者は40施設、後者は1施設にとどまり、本アクションの進捗状況の評価はCとされている⁽⁷⁹⁾。

(3) 食品流通における食の安全・安心の確保

愛知県のアクションプランでは、食品流通における安心・安全に関しては、20あるアクションのうち、視点2「食の安全のための効率的かつ効果的な監視・検査等の実施」に含まれる六つのアクションと、視点3「県民の食の安心に向けた普及啓発・教育の充実」に含まれる四つのアクションが中心となってくる⁽⁸⁰⁾。ここでは、その中でも、アクション14「輸入食品を含む食品などの安全検査」、アクション16「食品表示の調査・監視」、アクション19「消費者に対する食の安全に関する知識普及」、アクション20「食の安全に関するリスクコミュニケーションの推進」を取り上げることができる。アクション14とアクション16は食品の流通における安全性を確保する場面といえ、アクション19とアクション20は消費者が適切な食の知識を得ることで自ら安全・安心を確保する場面といえる。以下に、これらの概要と最近の動向を示すこととしたい。

まず、アクション14につき、愛知県の食品など

の安全検査体制をみると、保健所や食品衛生検査所の食品衛生監視員が検査を実施している。ここでは、県内を流通する食品などの安全性を検証するため、食品、添加物、器具・容器包装などを抜き取り、食品検査実施保健所（一宮、半田、衣浦東部及び豊川）、食品衛生検査所又は衛生研究所で検査を行っている。この検査計画は、愛知県食品衛生監視指導計画に盛り込まれており、毎年度、検査計画と結果がとりまとめられ公表されている⁽⁸¹⁾。本アクションの2016年度計画につき示すと、目標を「流通食品を原因とする食中毒等健康被害事例 0 件」とし、事業の内容は「食品衛生監視指導計画に基づく食品などの検査の実施検査計画 11798 件（うち流通食品の放射性物質検査 100 件）」とされている。2016年度計画の進捗状況では、実施検査計画 12402 件（うち流通食品の放射性物質検査 100 件）の実績が確認され、被害事例 0 件の目標も確認され、本アクションは評価Aとされている⁽⁸²⁾。アクション 16 においては、食の一般消費者の食品選択という意味において社会的要請の大きい食品表示の適正化を推進するため、食品表示法に関わる調査・監視、愛知県の相談窓口として食品表示 110 番や食の総合相談窓口の設置が行われている。本アクションの2016年度計画につき示すと、目標を「夏期一斉監視における表示不適の割合 1%以下」とし、事業の内容は「食品表示法に基づく食品表示基準（品質事項）の遵守状況調査の実施 計画実施率 100%」、「食品表示 110 番の設置 継続」、「食品衛生監視員による食品表示法監視の実施 継続」等となっている⁽⁸³⁾。2016年度計画の進捗状況では、食品表示法に基づく調査の実施が 409 件（計画 400 件）、食品表示 110 番は 119 件の受付、食品表示法監視の必要に応じた監視の実施等の実績が確認され、夏期一斉監視における表示不適の割合も目標数値を達成する 0.12% が確認され、本アクションの評価はAとされている。

アクション 19 では、食の安全に関する正しい知識の普及を重要と捉え、それが食の安全に対する不安を解消し信頼を回復することに繋がるとする。その普及に向けて、県は食の安全に関する情報を積極的に収集し、あらゆる機会を通じて消費者に提供し、自身の取組についても積極的に広報するとする。本アクションの2016年度計画では、目標を「講習会参加者アンケート結果『理解が深まった』旨の回答 95%以上」とし、事業の内容は「食品衛生講習会 30 回」、「食の安全・安心教室 4 回」、「消費生活

相談員に対する食品の安全に関する知識・情報の提供」等となっている⁽⁸⁴⁾。なお、ここでの食品衛生講習会は、「食中毒予防に効果的な手洗いの方法」、「家庭での食中毒対策」等の一般消費者向けのものが該当する⁽⁸⁵⁾。その2016年度計画の進捗状況は、食品衛生講習会が 22 回にとどまり、目標に関わる「講習会参加者アンケート結果『理解が深まった』旨の回答」の割合も 75.9%の実績であった。そのため、本アクションの評価はCとされている⁽⁸⁶⁾。アクション 20 では、リスクコミュニケーションにより、食に関係する主体の間で相互理解を深め、信頼関係の構築を図ろうとする。ここで、「リスクコミュニケーション」とは、消費者、生産・加工・流通・販売における事業者、行政担当者などの関係者の間で情報や意見をお互いに交換しようとするものである。これには、意見交換会やパブリックコメント等も含まれるとする⁽⁸⁷⁾。本アクションの2016年度計画では、目標を「リスクコミュニケーション参加者アンケート結果『相互理解が深まった』旨の回答 95%以上」とし、事業の内容は「食の安全に関する総合相談窓口の設置」、「食の安全・安心タウンミーティングの開催 12 回」、「現地見学型リスクコミュニケーション 2 回」となっている。その2016年度計画の進捗状況は、相談窓口の相談件数 67 件、タウンミーティングの開催 13 回、現地見学型リスクコミュニケーション 2 回で、目標に関わるアンケート結果での「相互理解が深まった」旨の回答は 93.0%で、本アクションの評価はBとされている⁽⁸⁸⁾。

Ⅲ 豊田市における食の政策とその取組み

1 豊田市の食に関する監視体制

(1) 食の安全性の確保と監視指導

I章でみたように、食の安全・安心への信頼が揺らぐ事件が続き、食品の安全性確保そして食に関する信頼回復を目的として2003年に食品衛生法が大きく改正された。ここで、豊田市のような地方公共団体においても、監視指導その他の施策を総合的に策定し実施する責任を負い、現実的に消費者の健康を害する事態に適切に対処するため監視指導を行うことが求められていることが強く認識されている。

このような監視指導のため豊田市では「豊田市食品衛生監視指導計画」（以下「監視指導計画」という。）が策定されている。その基本方針は3点示されており、一つめに「見はります ー食品の安全管理・監視指導体制の充実・強化 ー食品の採取・製

造から消費までを監視・検査し、地域に根ざした衛生指導を行います。」、二つめに「見ていただきますー消費者の視点に立った食品安全確保の推進ー消費者へ『食の安全・安心』に関する正しい知識や情報を提供するとともに、意見交換による相互理解を深めます。」、三つめに「見守り育てますー危機管理に対する連携確保、自主衛生管理の推進ー関係機関の連携による緊急時の対応強化や、自主衛生管理を推進するために食品衛生責任者等の養成・資質の向上を図ります。」とある⁽⁸⁹⁾。

そして、「平成29年度豊田市食品衛生監視指導計画」によると、この監視指導の実施につき豊田市は基本的な考え方として、一つめに、食品等事業者、消費者との役割分担、二つめに、食品供給行程（フードチェーン）の各段階における監視指導という2点を示している⁽⁹⁰⁾。

前者の役割分担という点から、豊田市は「食品の生産、製造、加工、輸入及び販売に携わる者が、消費者に食品等を供給する者として、食品の安全性を確保するための一番重要な責任を有して」おり「従って、食品等事業者には、食品衛生に関する知識及び技術の習得、原材料の安全性の確保、自主検査の実施、各種記録の作成及び保存等の実施が求められてい」とする。また、「消費者も、食品の安全性に関する知識と理解を深め、適切に食品を選択し、バランスのとれた食生活を送るとともに、食品の安全性の確保に関する施策に意見を述べるよう努めるなど、食品の安全性の確保に積極的な役割を果たすことが期待されてい」とする。そして、このような役割分担を前提として、食の安全・安心食への取組みの内容につき、①食品等事業者がその責務を果たし、安全な食品等を供給しているかどうかを確認するために、食品営業施設等の監視指導を実施するとともに、②食品等事業者及び市民に対する食品衛生に関する知識と理解のための情報提供、助言及び意見交換（リスクコミュニケーション）を行うことが、豊田市により示されている。

後者の食品供給行程の各段階での必要な措置という点につき、豊田市はこれも食品等の安全性の確保のため重要とする。ここでの取組みは、「豊田市保健所が、農林水産物の採取から消費者への販売までの各段階において、食中毒の発生状況等の食品の安全確保に係る種々の情報を分析及び評価した上で、重点的、効率的かつ効果的な監視指導を実施」するとし、「必要に応じて、農林水産物の生産段階の食

品安全規制を所管する都道府県の農林水産部局との連携を確保」するものである。

(2) 食に関する監視指導の実施体制

豊田市の食に関する監視指導は、食品等の採取、製造、流通等の状況、法違反状況及び食品衛生上の問題発生状況について分析・評価を行い、近隣自治体との連携を図りながら、市の実情を考慮した上で、監視指導計画を策定し、当該監視指導計画に従い実施するとされる。これは豊田市保健所を中心として、近隣自治体との連携協力をはじめ、東海北陸厚生局、厚生労働省、消費者庁、他の都道府県市や農林水産部局との連携を確保しつつなされる。

ここで豊田市保健所とは、豊田市保健所 保健衛生課 食品衛生指導・監視担当で、これが監視指導の実施を担い、「豊田市内の食品関係施設、豊田市公設地方卸売市場における監視指導及び食品等の収去」、「市民への食品等による危害発生防止のための情報提供及び食品等事業者への衛生管理の啓発」を、必要に応じて関係課と連携をとりながら行っている。他にこの監視指導に当たる主体としては、と畜場の監視指導および検査や衛生管理の啓発等を実施する豊田市食肉衛生検査所、食品等の検査を実施する豊田市衛生試験所がある。

他の諸機関との連絡・連携確保については、幾つかの場合が想定され、①市の区域を超えて広域的に流通する食品等の監視指導の実施につき、厚生労働省、消費者庁、愛知県及び近隣県市等との間で、②本市との隣接地域を管轄する各保健所との情報交換や監視指導等の連携体制、③総合衛生管理製造過程の承認を受けようとする施設への監視指導にあたっては、必要に応じて、その関連事務を実施する東海北陸厚生局との連携、④具体的な監視指導にあたり、違反情報等を相互に提供する市場管理担当部局および愛知県の農林水産部局との連携、⑤生産段階の食品安全規制に係る違反を発見した場合の対応等のため、関連する農林水産部局との連携、⑥食品等の表示に係る監視指導につき、農林水産部局等と相互連絡体制を確保の上、必要に応じて立入検査を同時に行う等の連携が市により示されている⁽⁹¹⁾。

(3) 重点的に監視指導を実施する項目

ここで、市の食に関する監視指導において、重点的に実施する項目について確認すると、①腐敗していたり、有害な物質が含まれていたり、病原微生物に汚染されているなど、人の健康を損なうおそれのある食品等でないことの確認、また、法に定められ

た適正な添加物であることの確認、②具体的な各法令の規定に基づく基準についての適合を確認し（食品衛生法では、食品等の規格又は基準、食品又は添加物の製造又は加工の過程における有毒な又は有害な熱媒体の混入防止のための措置の基準。食品表示法〈衛生事項〉では、食品等の表示に係る基準。愛知県食品衛生条例では、営業施設の基準。豊田市食品衛生条例では、公衆衛生上講ずべき措置の基準、生食用食肉の加工又は調理を行う営業施設、食品衛生法で許可を要しない食品等製造業等の届出）、その遵守の徹底をし、③製造段階、加工段階及び調理段階における監視指導に当たっては、一般的衛生管理の実施状況を確認するとともに、必要に応じ危害分析と危害の発生防止措置の実施状況を確認、④食中毒予防の観点から、大規模調理施設のほか、病院、社会福祉施設、学校給食施設等に関しては、重点を置いて監視指導を実施、⑤食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の規定に基づく食鳥処理場の構造設備の基準等についての適合を確認し、その遵守を徹底、⑥と畜場法に基づくと畜場の構造設備の基準等についての適合を確認し、その遵守を徹底するとともに、適切にと畜検査を実施することが、一般的な共通項目として示されている⁽⁹²⁾。

また、食品供給行程（フードチェーン）を通じた重点監視指導項目として、食品群の区分ごとに、別表に整理された食品供給行程（フードチェーン）の各段階の区分で掲げる事項への監視指導も市では実施する⁽⁹³⁾。また、別表で掲げる項目の他、①HACCPを用いた衛生管理の推進に関すること、②食品表示法に基づく適正表示の実施に関すること、③原材料の検収（注釈4）（アレルギー物質を含む食品に関する表示の徹底のための点検及び確認を含む。）、保管に関すること、④異物混入防止に関すること、⑤製造段階又は加工段階における低温保管等の温度管理の徹底に関することも重点的な監視指導事項とされている⁽⁹⁴⁾。

2 豊田市の食に関する取組みの動向

(1) 食品表示と輸入食品

ここで、豊田市の食に関する取組みにつき、幾つか最近の動きを紹介したい。

地域としての豊田は、海がなく平地が少ない。そのため、他の地域と比較すると大規模な食品製造業は少ないといわれる。地方公共団体としての豊田市が、豊田市での食品監視に関わる場面で比較的規模

が大きいものは企業給食であったりする。他に、食品の流通についても、地域としての豊田市では流通という観点で大規模なものはほとんどないとされる⁽⁹⁵⁾。

そこで、豊田市の地域としての特徴に目を向けると、トヨタ自動車を中心とした世界的規模の産業集積がここには存在し、そのため多くの外国人労働者が職を求めてここに居住している。そのような購買層を目的とする輸入食品販売業者も市内には見られる。輸入食品の安全性につき、豊田市の取組みはどのように関連しているのか。

Ⅲの1でみたように、豊田市は、食品供給行程（フードチェーン）を通じた重点監視指導項目として、食品群の区分に従い監視指導を行っている。ここでは、食品群ごとに、食中毒菌、残留農薬及び添加物等の検査項目を設定し、年間の実施計画を定め、収去検査が行われ、それと並行して、表示についても食品表示法に基づき適正に行われていることが確認される⁽⁹⁶⁾。輸入品に関しても同様で、市は基本的に事業監視と収去検査をしており、収去するものについては必ず表示を確認することとなっている。ただし、市において、特に輸入食品に特化した施策というのではない。これまで、輸入食品の表示につき何らかの問題が生じ市が対応した事例としては、輸入したそのままの食品に日本語表記による表示がなされておらず、撤去するように指示した事例があるとされる。このような問題が生じる原因として、事業者が輸入食品を買い付けて国内に持ち込まれた時点で、例えば、個別の食品が複数単位でまとめられ梱包されている箱に対し内容に関する表示が1枚の用紙で添付されただけで、それを個別の食品に対して貼付するなどの対応を、販売者の段階で気付かず、することなく販売してしまうことが考えられる。他の例として、輸入された肉を生肉として消費期限を1から2週間として市内スーパーで販売していたことがあり、こちらでも撤去指示をすることとなった。この原因としては、本来冷凍で販売すべき肉を冷蔵で販売してしまい、冷凍の場合での消費期限がそのまま表示されていたことが考えられるとする。輸入食品は基本的に検疫で対応しており問題ないと捉えられがちであるが、何らかの要因でそれをすり抜けてしまうことがあるとのことである。上記のように輸入食品の個包装が複数まとめられダンボール箱に梱包され輸入されるという形態では、個別の品物につき表示が直接確認しづらい場合があり、それが店頭ま

で来てしまいそこで初めて問題となるようである。なお、ここで示した輸入食品に関する諸事案については、以前しばしば発生し外国人向け食料販売店へ指導することもあったが、現在ではそこで特に目立って発生し対応するといったこともないとされる。

(2) 食と子どもの肥満

身の回りの食の諸問題として、食生活の乱れ、食を大切にする心の喪失、伝統ある食文化の衰退、食の安全性への不安の増大等があり⁽⁹⁷⁾、食の安全・安心は食の諸問題の一つと捉えられる。豊田市では、「食」をめぐる様々な問題の解決に、市民と行政がそれぞれの立場で行動し、推進していく行動指針を示した計画として豊田市食育推進計画（以下「推進計画」）がある。Iでみたように2005年食育基本法が制定され、翌2006年には食育推進基本計画が策定された。豊田市においては、その推進計画は2008年3月に策定され、2008年度から2010年度までの3年間で計画期間とされた。その後、それまでの取組の効果など市民の食育に関する状況を把握し、課題に対応するため見直しを行い、2011年3月、第2次豊田市食育推進計画が策定され、2011年度から2015年度までの5年間で計画期間とされた。そして、2016年3月に第3次豊田市食育推進計画が策定され、2016年度から2020年度までの5年間でその計画期間とされている。

推進計画では基本理念として、「人づくり」の視点と「まちづくり」の視点につながる「食育」の推進が示され、「人づくり」の視点には①食を通じて子どもの豊かな人間性をはぐくむ、②食を通じて地域の良さを見直し、郷土を愛する心をはぐくむ、③食を通じて健康な心と体をはぐくむといった三つの要請が含まれるとされる。また、「まちづくり」の視点には、食を通じた地域交流を進め、あたたかいまちづくりを推進するという要請が含まれるとされる⁽⁹⁸⁾。この「人づくり」の視点の、食を通じて健康な心と体をはぐくむという要請では、近年の栄養の偏りや朝食の欠食といった食生活の乱れからくる肥満や過度の痩せ、生活習慣病の増加の危険性が意識され、またこうした傾向は大人だけでなく子どもにも見られることから、家庭のみならず、学校や企業など、あらゆるところで健康的な食生活の実現を考えることが必要とされる⁽⁹⁹⁾。推進計画では、また目標指標が三つ用意されており、目標1はみんなで取り組む「楽しい食育」、目標2は食のサイクルを意識した「明日に続く食育」、目標3はつなげて広が

る「交流教育」となっており、さらにそれぞれの下に合計68となる事業が配置されている。そして目標1の諸事業には「3歳児健康診査」と「小児肥満予防事業」の二つの子どもの肥満に対する事業が含まれている。前者は、幼児期の食事、おやつ、肥満予防についての知識を普及するもので、後者は、3歳児健康診査時に肥満であった小児に対し、栄養士が個別指導を実施するものである。それぞれ、子どもと保護者を対象としている⁽¹⁰⁰⁾。

前に示したように豊田市に世界的規模の産業集積が存在し、ここで働くため外国人居住者が増加しているところ、家族とともに居住するのであればその子ども達も同様である。外国籍の子ども達は地域の学校で学ぶこととなり、公立学校における学校給食では外国籍の子ども達へ何らかの対応がなされているか関心がもたれる。豊田市によると、外国籍であるから何らかの特別な対応をしてはならず、基本的に日本人と同じ取扱いがそこではなされているとのことである⁽¹⁰¹⁾。ここで、日本人と同様の学校給食のメニューで食事に支障をきたすといった例はほとんど聞かれないうことである。また、市の担当における実感として、現場の外国籍の子ども達が学校のメニューに順応しているようであるとも聞かれる。ただし、宗教的な食や文化的な食といった配慮をしての対応までは至っていないというのが実情とされる。

ここで、子どもの肥満の問題に再び視点を移すと、市によれば、いわゆる小児の肥満（小児のメタボリックシンドローム）は決して目を瞑れない状況だとされる。市の場合は義務教育の小中学校しか見られないが、小中学生で肥満によって血圧が高いとか、血糖値が恒常的に高いといった者がおり、これはお菓子や甘い飲み物の摂取などといった食生活の乱れが原因によるものと考えられている。そこで、肥満ぎみの子どもの親へ面接をしてみると、その親も肥満の傾向があるように感じられるとのことである。現在、子ども達において、普通の体型の子が少なくなって、やせかメタボかといった二極化の流れが目にとまるとされる。このような傾向は、日本人と外国人の区別なく、子ども達全体の様子であり、また豊田市に限らず他の市町村においても傾向としてうかがえるとのことである。この原因として、市がこれまで対応してきた子ども達の家庭の様子からの推測として、最近では全体の2割程度で朝食をとらない子ども達があり、バランスのよい食事や望まし

い食習慣を身につけることができないことも一つにはあるのではと市は考えているようである。そこで、親の食習慣が子どもへと伝達されることから、子どもを育てる年齢の人に対し食生活が次世代へ伝達されていくことを意識してもらえよう、市の取り組みで適切に対応しようと試みているようである。

IV 結びに代えて

本稿では、最近マスコミ等でしばしば話題に上るようになった食に関する問題、とくに食の安全に関して、国レベルでの法律の制定及び改正等を通じて確立された体制を実際に担う地方公共団体の現況を見るところという目的のために、愛知県及び豊田市を取り上げて、その動向を探ってきた。

その結果、少なくとも以下のような点が指摘できるように思われる。まず、愛知県の場合である。愛知県は、2001年から2002年に発生したBSE問題が生じた際、いち早く食の安全・安心確保に対する対応を見せた。すなわち、2002年に愛知県食の安全・安心推進本部を立ち上げ、さらに2003年には「あいち食の安全・安心推進アクションプラン」を策定した。そのアクションプランの内容は、三つの視点を基本としてかけ、その視点をもとにアクション1から20という形で具体的な政策を実施し、数年をかけて政策を遂行した後で、その達成度を具体的に評価しようとするものである。そして、県としては、その評価を踏まえて、既存のアクションプランをより良い新たなアクションプランに改訂していこうとする姿勢を示している。このような県の姿勢は、食の安全に対する積極的な姿勢を示すものとして、評価されるべきものといえる。具体的には、食品衛生法の改正の目的としていたリスク分析手法が導入されていること、リスク管理を行う全庁横断的な組織として、愛知県食の安全・安心推進本部が設置されたこと、そして食の安全にかかわる関係者の役割がうたわれていることが評価すべき点としてあげられる。

もっとも、課題がないわけではない。まず、愛知県のアクションプランで掲げられた三つの視点が必ずしもうまく整理し切れていないという印象がもたれる点である。視点1は「生産者、加工者、流通・販売者における食の安全管理体制の推進」、視点2は「食の安全のための効率的かつ効果的な監視・検査等の実施」、そして第3は「県民の食の安心に向けた普及啓発・教育の推進」を掲げているが、それら三つの視点を具体化するための各アクション間には、

三つの視点との関係が不明確であるものが見られる⁽¹⁰²⁾。また、リスク分析の手法がかならずしも十分には現場においてとられていないことも、問題点としてあげられる⁽¹⁰³⁾。さらに、もう一つの課題としては、調査でのインタビューを通じて感じた点であるが、推進本部の目的として掲げられた「食の生産から流通、消費に至るまでの」安全施策という中で、農林水産物と他の食品との関係が十分に関連したものとしてとらえられていないことがある⁽¹⁰⁴⁾。それは、フードシステムという全システムを一つのものとしてとらえる視点1とどのように結びつくのかが、はっきりとしていない点である。もっとも、このような農業分野と食品分野とを一つのつながりとしてとらえる見方は、これまでのわが国における行政において所管が異なるという理解が優勢であり、これまで密接なものとは考えられてこなかったことからいえば、将来の課題として認識されるべきであろう⁽¹⁰⁵⁾。

つぎに、豊田市の食に対する取り組みについてである。豊田市の場合に、評価すべき点として、平成29年度の「食品衛生監視指導計画」の特色として、食品衛生法の改正方針に沿った形で、二つのことがあげられていることを指摘できる。第1に食品事業者、消費者等の役割分担の明確化、第2に食品の供給過程をフードチェーンとしてとらえ、その上で各段階における監視指導を行っていくという姿勢である。第1の点については、消費者も「食品の安全性の確保に積極的な役割を果たすことが期待されている」と述べていることが注目される。この点について、今後検討されるべき課題として、消費者ばかりではなく他市町村や利害関係者の役割をどのように位置づけるかということがあげられると思われる。また、第2のフードチェーンの各段階における重点監視指導項目が明示的にとられていることも注目される。もっとも、より積極的な検査回数も検討される余地があろう。なお、豊田市が外国人労働者の多い町として知られていることから、調査前に期待された外国製食品に対する取扱いの問題や、外国人労働者の子弟の学校給食に絡む問題についてはあまり問題とされていないようであったが、学校給食に関連した聞き取り調査の中で、肥満の問題が学校内で潜在的な問題として存在しているという印象を受けた。

以上、マスコミ等で2001年のBSE問題を契機に大きく取り上げられるようになった食をめぐる問題

に関して、本稿ではわが国の国レベルの法律の制定や改正などに対応して、それを具体的に実施していく地方公共団体の現状を探るということを行った。本稿の内容は、ひとまず愛知県と豊田市という特徴のある地方自治体における食の安全に対する対応を紹介するにとどまったが、そこで浮かび上がってきた課題は興味深いものであり、今後もその検討を続けていく必要性を示しているように思われる。そのことを今後の課題とすることを明らかにして、とりあえず本稿を閉じることにしたい。

注

- (1) 愛知県立芸術大学非常勤講師・愛知学泉大学地域社会デザイン総合研究所客員研究員・愛知大学国際問題研究所客員研究員
- (2) 慶應義塾大学教授・愛知学泉大学地域社会デザイン総合研究所客員研究員
- (3) 産経ニュース「イスラム『ハラール認証』食品 東京五輪に向け広がる」(2014年3月17日)、[available at http://www.sankei.com/life/news/140317/lif1403170029-n1.html](http://www.sankei.com/life/news/140317/lif1403170029-n1.html)
- (4) 石原伸晃、佐藤隆一郎氏、服部利光「ビジネス鼎談 日本の『食』と『健康』を考える」、[available at http://park.itc.u-tokyo.ac.jp/food-biochem/images/nikkei.pdf](http://park.itc.u-tokyo.ac.jp/food-biochem/images/nikkei.pdf)
- (5) このような事件の発生を受けて、東京都健康安全研究センターでは、「監視部門として食品製造業、輸入業、流通業者に対する自主衛生管理の推進、表示監視の強化」、「輸入食品対策として、輸入監視係の人員」の増加、「海外の情報収集」の強化、及び検査部門では「検査機器の整備」による「違反食品の摘発」、「緊急的な事件への速やかな対応体制の整備」を図るとする。さらに、「食の安全をめぐる情勢がますます複雑かつ、重大化している中で、信頼できる安全情報を適切に分かりやすく提供し、消費者の不安を払拭していく」としている。詳細は、以下のホームページ参照のこと。東京都健康安全研究センター広域監視部食品監視指導課「食の安全をめぐる最近の話題について」、[available at http://www.tokyo-eiken.go.jp/assets/issue/health/webversion/web20pdf/files/web20pdf02.pdf](http://www.tokyo-eiken.go.jp/assets/issue/health/webversion/web20pdf/files/web20pdf02.pdf)
- (6) 朝日新聞「『でりしゃす』全17店を閉店 〇157感染で女児死亡」(2017年9月20日)、[available at http://www.asahi.com/articles/ASK9N3GT1K9NUHNB006.html](http://www.asahi.com/articles/ASK9N3GT1K9NUHNB006.html)
- (7) 「食育」の語源は、内閣府『平成18年度版 食育白書』(時事画報社、2006年)21頁によれば、明治時代に出版された2冊の書籍にあるとされる。1冊目は、明治31年(1898年)に出版された石塚左玄著「食物養生法」であり、食が人に及ぼす影響の大きさと学童に対する体育、智育、才育を食育の観点から捉えるべきであるとしている。もう一冊は、明治36年(1903年)に出版された村井弦齋著「食道楽」であり、そこでも智育や体育よりも食育が大切であるとされている。
- (8) 日本生活協同組合連合会「日本ハムの牛肉偽装問題と農水行政への見解」(2002年8月22日)、[available at http://jccu.coop/info/suggestion/2002/20020822.html](http://jccu.coop/info/suggestion/2002/20020822.html)
- (9) 読売新聞「食べ残し多い『まぜい給食』に虫や髪などの異物」(2017年9月16日)、[available at http://www.yomiuri.co.jp/national/20170915-OYT1T50122.html](http://www.yomiuri.co.jp/national/20170915-OYT1T50122.html)

- (10) この点で学校給食から発生する食品ロス等の処理が議論されているが(環境省「学校給食から発生する食品ロス等の状況に関する調査結果について(お知らせ)」(平成27年4月28日)、[available at http://www.env.go.jp/press/100941.html](http://www.env.go.jp/press/100941.html))、それ以前に学校給食からの食品廃棄物が児童・生徒1人当たり約17.2kgあり、そのうち食べ残しが7.1kgを占めていることを重視するべきであろう。
- (11) 外務省経済局経済安全保障課「日本と世界の食糧安全保障」(平成29年7月)3頁、[available at http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000022442.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000022442.pdf)
- (12) 外務省経済局経済安全保障課・前掲論文(11)10頁。
- (13) Anand Chandrasekhar, *Swiss voters demonstrate appetite for food security* (SEP 24, 2017), [available at https://www.swissinfo.ch/eng/politics/food-security-on-swiss-voters--menu/43536412SWI](https://www.swissinfo.ch/eng/politics/food-security-on-swiss-voters--menu/43536412SWI)
- (14) 農林水産省「平成28年度食料自給率等について」(平成29年8月9日) ([Available at http://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/anpo/170809.html](http://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/anpo/170809.html)) によっている。
- (15) 加古敏之「食料自給率と食料安全保障」農林業研究35巻4号(2000年)8頁。
- (16) 農林水産省・前掲論文注(14)参照のこと。
- (17) 内閣府政府広報室「食料の供給に関する特別世論調査の概要」(平成26年2月)11頁、[available at http://survey.gov-online.go.jp/tokubetu/h25/h25-syokuryo.pdf](http://survey.gov-online.go.jp/tokubetu/h25/h25-syokuryo.pdf)
- (18) 加古敏之「日本の食料自給率と食料安全保障」九州大学大学院生物資源環境科学府「国際シンポジウム T P Pと台所の安心・安全」での報告(2011年3月18日)2頁、[available at http://www.agr.kyushu-u.ac.jp/foodsci/7_paper_Kako.pdf](http://www.agr.kyushu-u.ac.jp/foodsci/7_paper_Kako.pdf)
- (19) 加古・前掲論文注(15)9頁。
- (20) 内閣府政府広報室「食料の供給に関する特別世論調査の概要」(平成26年2月)4頁、[available at http://survey.gov-online.go.jp/tokubetu/h25/h25-syokuryo.pdf](http://survey.gov-online.go.jp/tokubetu/h25/h25-syokuryo.pdf)
- (21) 加古・前掲報告注(18)表1参照。
- (22) 農林水産省の「緊急事態食料安全保障指針」は、食料供給に影響を与える不測の事態が生じた場合の対策を示しているが、その中に戦争事態は考えられていない。農林水産省「食料・農業・農村基本計画の概要～食料・農業・農村 これからの10年 人口減少社会に向けての取組と地域の活性化のために」(平成27年4月)13頁。「緊急事態食料安全保障方針」についての詳細は、農林水産省「緊急事態食料安全保障指針」(平成27年10月)参照のこと、[available at http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/anpo/pdf/anpo_shishin.pdf](http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/anpo/pdf/anpo_shishin.pdf)
- (23) 王鳳陽・周瑋生・蔡建国・仲上健一「日本における食品安全の確保に関する制度的研究—法令と行政の体制に着目して—」政策科学22号(2014年)27頁。
- (24) 当時の食品安全担当大臣谷垣禎一によれば、さらに輸入野菜の残留農薬問題、国内における無登録農薬の使用などの食をめぐる事件の頻発、食品を取り巻く状況の変化があったとする。谷垣禎一(聞き手・反町勝夫)「国民の健康保護のための食品安全委員会の役割と課題」『法律文化』2003年10月号6頁。
- (25) ここでいうリスク分析手法とは、「食品に含まれる有害要因(有害な微生物や化学物質等)を摂取することによって人の健康に悪影響を及ぼす可能性がある場合に、その発生を未然に防止し、またはそのリスクを最小限にするための枠組み」である。星野敏明「食品安全基本法」『日本農業学会誌』39巻2号(2014年)196頁。リスク分析手法が導入された背景としては、EUを含むヨーロッパの食品に関する行政組織がBSE問題に対応するためリスク分析を理念として取り入れ、消費者の信頼回復を実現したことを念頭に、2002年4月の『BSE問題に関する調査検討委員会報告』により求められ

たことに起因する。王鳳陽・周瑋生・蔡建国・仲上健一「日本における食品安全の確保に関する制度的研究—法令と行政の体制に着目して—」政策科学 22 号（2014 年）29 頁。

(26) リスク評価とは、「リスク（食品を食べることによって有害な要因が健康に及ぼす悪影響の発生確率と程度）を科学的知見に基づいて客観的かつ中立公正に評価すること」であるとされる。詳しくは、食品安全委員会の以下のホームページを参照のこと。Available at,

<https://www.fsc.go.jp/iinkai/mission.html>

(27) 食品安全委員会の構成については、王・周・蔡・仲上・前掲論文注（23）30 頁参照。

(28) 具体的には、厚生労働省は①添加物の指定、農薬等の残留基準や食品加工、製造基準等の策定、②食品の製造、流通、販売等に係る監視、指導を通じた食品の安全性確保などを行う。また、農林水産省は①生産資材の安全性確保や規制等、②農林生産物の生産、流通及び消費の改善活動を通じた安全性確保などを行う。さらに、環境省は土壌等の規制を行うとされる。食品安全委員会の前掲注（26）のホームページ参照のこと。

(29) このほかにもリスクコミュニケーション機関として消費者庁などがある。その活動及び取組の内容については、王・周・蔡・仲上・前掲論文注（23）31 頁参照。

(30) 谷垣・前掲論文注（24）8 頁。

(31) 東京弁護士会「食品安全基本法に関する意見書」（2002 年 12 月 12 日）、available at

<https://www.toben.or.jp/message/ikensyo/post-184.html>

(32) 徳田博人「食品安全基本法および改正食品衛生法の批判的検討」琉大法学 70 号（2003 年）9 頁。

(33) 徳田・前掲論文注（32）9 頁。

(34) 徳田・前掲論文注（32）10 頁。

(35) 徳田・前掲論文注（32）11 頁。

(36) 徳田・前掲論文注（32）10 頁。

(37) 徳田・前掲論文注（32）25 頁。

(38) 徳田・前掲論文注（32）25 頁。

(39) 徳田・前掲論文注（32）18-19 頁。

(40) 2006 年 11 月には、国の取り組みと呼応して、食育の大切さを認識した有識者によって日本食育学会が発足した。川野因「日本の『食育学』発信を目指して」日本調理科学会誌 44 巻 3 号（2011 年）54 頁。

(41) 食育の重要性については、このほか最近の食生活が脂質の取り過ぎ傾向や個食や孤食という社会的な問題の是正などがあげられている。東邦微生物病研究所「食育と食育基本法について」、available at

<http://www.toholab.co.jp/info/archive/2093>

(42) 工藤政行「今なぜ食育なのか—食育基本法の成立—」、available at <http://www.e.hoki.com/law/diet/19.html>。

(43) 当初「食育推進会議は、内閣総理大臣を会長とする内閣府の特別の機関」であり、特命大臣として食育担当大臣が置かれた。工藤政行「今なぜ食育なのか—食育基本法の成立—」、available at <http://www.e.hoki.com/law/diet/19.html>。その後、平成 27 年 9 月の法改正により、食育推進会議は農林水産省に置かれ、会長には農林水産大臣が着くこととなった。

(44) 王鳳陽・周瑋生・蔡建国・仲上健一前掲論文注（23）33 頁—34 頁。

(45) 星野・前掲論文注（25）196 頁。

(46) 「『あいち食の安全・安心推進アクションプラン』について」、available at

http://www.pref.aichi.jp/eisei/anzen_anshin/action_plan/actionplan.html

(47) 本アクションプランは、愛知県 HP「あいち食の安全・安心推進アクションプランを改訂します！」に掲載されている。本稿では、アクションプランの 2016 年 6 月改訂版を参照している。（<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/eisei/actionplan28-kt.html>、

2017 年 10 月 20 日最終閲覧）。

(48) 愛知県の食に関する各方面の規模につきみてみると、まず、その人口は 752 万（2017 年 9 月 1 日現在）を擁し食品の大消費地といえる。そして、飲食品営業や菓子製造業をはじめとする食品営業許可施設数は 140,218 件で全国第 3 位（平成 25 年末現在、厚生労働省衛生行政報告例）、食品製造業製造品出荷額等も 15,620 億円と全国第 3 位（平成 26 年経済産業省速報）、農業産出額は全国で 7 位（平成 26 年農林水産省統計）と、食料品の製造や農林水産物の生産が非常に盛んな地域といえる。前掲注(47)掲載のアクションプラン 2 頁参照。

(49) アクションプランの改訂は、2006 年 6 月、2012 年 6 月、2016 年 6 月とこれまで 3 回なされてきた。2006 年 6 月の改訂では食の安全に関するリスクコミュニケーションの推進など新たな取組みの追加やアクション項目の整理等がみられ、2012 年 6 月の改訂では、これまでの取組状況の検証を行い、課題への対応をするとともに、東日本大震災を機に重要性の高まった流通食品の放射性物質検査の実施や生食用食肉取扱施設に対する監視・指導の強化を視点のひとつとして全体を再構築する等された。これら改訂につき、愛知県 HP「あいち食の安全・安心推進アクションプランを改訂しました！」

（<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/eisei/0000052638.html>、2017 年 10 月 20 日最終閲覧）、また直接リンク（「あいち食の安全・安心推進アクションプランの改訂について」、http://www.pref.aichi.jp/uploaded/life/135607_137718_misc.pdf、同日最終閲覧）を参照のこと。

(50) これにつき、愛知県 HP「食の安全・安心推進対策について」

（http://www.pref.aichi.jp/eisei/anzen_anshin/suisinhonbu/taisaku.html、2017 年 10 月 20 日最終閲覧）を参照。

(51) 推進本部に関する「愛知県食の安全・安心推進本部設置要綱」は以下を参照のこと。

（http://www.pref.aichi.jp/eisei/anzen_anshin/suisinhonbu/youkou.html）

(52) 前掲注(51)の設置要項第 1 条から第 3 条まで参照。なお、本部員は、別表 1 に掲げられており「県民生活部長、健康福祉部長、健康福祉部保健医療局長、産業労働部長、農林水産部長、教育長」とある。第 8 条では、「本部に関する庶務は、健康福祉部保健医療局生活衛生課において処理する。」と規定されている。これは、基本的に生活衛生課のカバーする領域が広く、そのため「食の安全・安心グループ」が置かれていることに鑑み、推進本部の庶務の処理を生活衛生課が担うことと考えられる。2017 年 6 月 23 日、筆者らは愛知県健康福祉部保健医療局生活衛生課にて同課食の安全・安全グループの担当者へインタビューを実施した。本稿で、インタビュー内容に基づく内容は、その都度適宜表示する。

(53) 協議会は「学識経験者、消費者団体、農林水産団体及び食品製造・流通業界の代表者及び公募による者」により構成される。前掲注(5)「食の安全・安心推進対策について」、また「愛知県食の安全・安心推進協議会設置要領」

（http://www.pref.aichi.jp/eisei/anzen_anshin/suisinhonbu/youryo.html）を参照。

(54) 前掲注(47)「アクションプランを改訂します！」を参照。

(55) 前掲注(47)アクションプラン 3-7 頁参照。

(56) アクション 1 から 8 まで順に示すと、「環境と安全に配慮した農業の推進」、「安全な畜産物の生産と家畜疾病の監視」、「安全なきのこの生産」、「安全な貝類の出荷」、「農薬の適正な販売・使用による安全な農産物の生産」、「飼料、動物用医薬品及び水産用医薬品の適正使用」、「安全な農産物の生産を目指した技術研究」、「食品流通における食の安全・安心の確保」となる。アクション 9 は「HACCP に基づいた食品営業者の自主管理の推進」、アクション 10 は「食の安全に関する検査・製造技術の研究開発及び指導」である。

(57) アクション11から16までを順に示すと、「安全な学校給食用物資の供給」、「食品営業施設に対する監視指導」、「医薬品成分を含む健康食品などの流通防止」、「輸入食品を含む食品などの安全検査」、「安全な食肉の流通確保」、「食品表示の調査・監視」となる。

(58) アクション17は「地産地消や食育の推進」、アクション18は「学校における食の指導の充実」である。

(59) 例えば、愛知県HP「あいち食の安全・安心推進アクションプランの平成28年度の進捗状況等がまとまりました！」(<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/eisei/actionplan29.html>、2017年10月20日最終閲覧)に掲載の、「資料2 あいち食の安全・安心推進アクションプランの平成29年度計画について」を参照。

(60) 前掲注(47)アクションプラン7頁参照。

(61) 最近のアクションプランに関する進捗状況につき、前掲注(59)「平成28年度の進捗状況等がまとまりました！」を参照のこと。

(62) 前掲注(47)アクションプラン6頁参照。

(63) 「廃棄カツ5000枚流通 壱番屋『業者が横流し』」日本経済新聞 電子版 2016年1月14日 (<https://www.nikkei.com/article/DGXLZO96087140U6A110C1CC1000/>、2017年10月20日最終閲覧)。

(64) 前掲注(47)アクションプラン11頁参照。

(65) 「飼養衛生管理基準」とは、家畜伝染病予防法において、家畜の衛生管理の方法に関する具体的な基準として、畜種別に定められたものである。ここでは、家畜伝染病の農場への侵入防止や発生に備えた準備など、家畜の所有者が遵守すべき基準が具体化されている。前掲注(47)アクションプラン33頁参照。

(66) この目標に関し、2016年度計画の「頭以下」から2017年度計画の「件以下」への変更につき、本稿前章の記述を参照のこと。

(67) 愛知県において、健康牛のBSE検査は見直され2017年4月1日より廃止となり、48か月齢以上の死亡牛を対象にBSE検査が実施されることとなった。ただし、24か月齢以上の牛のうち、生体検査において神経症状が疑われるもの及び全身症状を呈するものについては、引き続きBSE検査を実施するとされている。①食品安全委員会により、今回の見直しを行った場合のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康に対する影響は無視できるとされたこと、②厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則が改正され、平成29年4月1日からと畜場における健康牛のBSE検査が廃止されたこと、の2点がこの県による見直しの根拠とされる。愛知県HP「BSEスクリーニング検査の経過」を参照 (<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/eisei/0000057265.html>、2017年10月20日最終閲覧)。また、厚生労働省HP「牛海綿状脳症(BSE)について」を参照 (http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryous/hokuhin/bse/index.html、2017年10月20日最終閲覧)。

(68) 愛知県HP「農林水産部畜産課の事業内容」の、「9 家畜衛生対策について」(4) 牛海綿状脳症(BSE)対策事業」を参照 (<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/chikusan/0000049289.html>、2017年10月20日最終閲覧)。

(69) 前掲注(68)「(4) 牛海綿状脳症(BSE)対策事業」を参照のこと。

(70) 愛知県HP「農場段階における死亡牛のBSE検査結果」を参照 (<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/chikusan/0000003290.html>、2017年10月20日最終閲覧)。

(71) 最近の実施に応じた修正として、2017年度計画の変更点につき、「アクション2 安全な畜産物の生産と家畜疾病

の監視」の目標「過去5年間の発生件数の平均値より1割減594頭以下」が、家畜疾病のまん延を防止する観点から発生農場数を減らす目標に変更され、「過去5年間の発生件数の平均値以下10件以下」となった。前掲注(59)「平成28年度の進捗状況等がまとまりました！」は2017年6月5日に公表されたが、これに掲載の「2 平成29年度計画における主な変更点」を参照のこと。

(72) 前掲注(59)「平成28年度の進捗状況等がまとまりました！」に掲載の、「資料1 あいち食の安全・安心推進アクションプランの平成28年度計画の進捗状況について」を参照。

(73) 前掲注(59)「平成28年度の進捗状況等がまとまりました！」の「平成28年度計画の進捗状況について」を参照。

(74) 「総菜O157食中毒、初の死者 前橋の店舗」日本経済新聞 電子版 2017年9月13日

(https://www.nikkei.com/article/DGXLAS0040001_T10C17A900000/、2017年10月20日最終閲覧)。

(75) 農林水産省HP「改正HACCP支援法ブロック説明会資料」の、「2.説明会資料」「資料1:安全な食品を製造するために～HACCP支援法の改正について～(農林水産省)」4-7頁を参照

(http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/haccp/h_housin/setumei.html、2017年10月20日最終閲覧)。ここでは、白菜浅漬けによるO157集団食中毒事件の原因として、殺菌液の使い回しなど原材料の洗浄・殺菌での不備、床に直置きしたホースで原材料に給水していたなど施設・設備の管理での不備が説明されている。

(76) HACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point)は、原材料の受入から最終製品の出荷までの各工程ごとに危害を分析し(Hazard Analysis)、特に重要な管理点(Critical Control Point)を連続的に管理することによって、安全な食品を作る衛生管理の手法とされる。前掲注(47)アクションプラン30頁参照。

(77) 愛知県HP「愛知県HACCP導入施設認定制度による認定状況(平成29年7月31日現在)」を参照のこと

(http://www.pref.aichi.jp/eisei/haccp/haccp_nintei.html、2017年10月20日最終閲覧)。

(78) 前掲注(59)「平成28年度の進捗状況等がまとまりました！」の「資料2 あいち食の安全・安心推進アクションプランの平成29年度計画について」14頁を参照。

(79) 前掲注(59)平成28年度の進捗状況資料2の5頁参照。

(80) 他にも、視点1に含まれるアクション8「農畜産物のトレーサビリティシステムの推進」も食品流通における安心・安全に関わる。

(81) 愛知県HP「平成28年度愛知県食品衛生監視指導計画の実施結果について」を参照

(<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/eisei/0000290629.html>、2017年10月20日最終閲覧)。

(82) 前掲注(59)平成28年度の進捗状況資料1の6頁参照。

(83) 前掲資料7頁参照。

(84) 前掲資料9頁参照。

(85) 講習会の例として他に「学園祭や地域のお祭りでの食品の取り扱い方法」、「食中毒の種類と予防方法」、「食品添加物とは」、「食品表示の方法」がある。愛知県HP「半田保健所食品安全課」の「講習会の案内」参照

(<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/handa-hc/eiseikousyuukai.html>、2017年10月20日最終閲覧)。

(86) 前掲注(59)平成28年度の進捗状況資料1の9頁参照。

(87) 厚生労働省HP「食品の安全に関するリスクコミュニケーション」を参照

(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryous/hokuhin/riskcom/index.html、2017年10月20日最終閲覧)。

(88) 前掲注(59)平成28年度の進捗状況資料1の9頁参照。

- (89) 豊田市 HP「『平成 29 年度 豊田市食品衛生監視指導計画』 概要版について」を参照のこと
(<http://www.city.toyota.aichi.jp/shisei/gyoseikeikaku/kenkou/1017576.html>, 2017 年 10 月 20 日最終閲覧)。
- (90) 豊田市 HP「『平成 29 年度 豊田市食品衛生監視指導計画』について」を参照のこと
(<http://www.city.toyota.aichi.jp/shisei/gyoseikeikaku/kenkou/1017577/index.html>)。
- (91) 豊田市 HP「3 「平成 29 年度 豊田市食品衛生監視指導計画」実施体系」を参照
(<http://www.city.toyota.aichi.jp/shisei/gyoseikeikaku/kenkou/1017577/1017580.html>)。
- (92) 豊田市 HP「2 「平成 29 年度 豊田市食品衛生監視指導計画」監視指導計画の策定と監視指導の実施」を参照
(<http://www.city.toyota.aichi.jp/shisei/gyoseikeikaku/kenkou/1017577/1017579.html>)。
- (93) 前掲注(47)掲載の「別表 1 『平成 29 年度 豊田市食品衛生監視指導計画』食品群ごとの充填監視指導項目」を参照のこと。
- (94) 前掲注(47)豊田市 HP 参照。
- (95) 保健部保健衛生課の担当者への聞き取りに基づく。2017 年 6 月 23 日、筆者らは豊田市役所にて食に関わる政策の関連部署に対してインタビューを実施した。対象となったのは、保健部保健衛生課、保健部総務課、福祉部福祉総合相談課、福祉部福祉総合相談課、農政課それぞれの担当者である。インタビュー内容に基づく内容は、その都度適宜表示する。
- (96) この食品の表示についても、豊田市では大規模に食品を取り扱う企業も多くないことから、その食品表示に関する事案はほとんどないとされる。これまでに豊田市が表示につき具体的に対応した場面として、個別の企業からの表示内容の確認といった指導・相談があったとされ、例えば、消費期限の欠落、アレルギー表示の欠落といった消費者に健康被害が生じる可能性がみられたため、そのような相談を市が受けそこで自主回収の対応を企業に対し勧めたことが以前にあったとされる。
- (97) 豊田市 HP「みんなで楽しくいただきます 豊田市食育推進計画」に掲載の「豊田市食育推進計画」（2008 年 3 月作成版）2 頁以下参照
(<http://www.city.toyota.aichi.jp/shisei/gyoseikeikaku/kenkou/1007646.html>)。
- (98) 前掲注(97)に掲載の「第 3 次豊田市食育推進計画 本編」8 頁以下参照。
- (99) 前掲注(98)推進計画本編 9 頁参照。
- (100) 前掲注(98)推進計画本編 18 頁参照。
- (101) 2017 年 6 月 23 日豊田市インタビューから。
- (102) たとえば、視点 1 の枠とされる食品加工施設における自主管理の推進と視点 2 の食品営業施設の安全確保のための取組みは、その相違が必ずしも明瞭ではないように感じられる。
- (103) アクションプランの政策に対する事後評価において、アクション 9 の HACCP に基づく食品業者の自主管理の推進やリスクコミュニケーションにかかわるアクション 19 が評価 C とされている。
- (104) だし、アクションプランの中には視点 1 の中に安全な農林水産物の生産の推進が入っている
- (105) このような事情は食の安全を重視するアメリカでも見られる。この点について、以下の文献を参照のこと。Baylen J. Linnekin, Emily M. Broad Leib, *Food Law & Policy: The Fertile Field's Origins and First Decade*, 2014 WIS. L. REV. 557

〈謝辞〉

本研究は、JSPS 科研費 16K13317（「平成 29 年度 挑戦的萌芽研究 アメリカのフード・ポリシーにおける法と政治の包括的解析」、代表者：大沢秀介）からの支出に基づき、日本国内での現地調査およびアメリカへの渡航調査を実施したことを契機に行った研究成果の一部である。

(原稿受理年月日 2017 年 12 月 1 日)